第 44 回子どもの組織を育てる全国集会基調

１、はじめに

少年少女センターのしごとは、「子どもの権利を真ん中に広い視野と大きな夢を持って失われた 50 年をとりもどし、未来につなげるしごと」です。

少年少女センターの活動は、地域で遊び・学び・働く権利を守り発展させること。それは人間の歴史を発展させる道を切り拓くことです。

戦後 70 年の歴史の中でもっとも戦争の匂いが濃くなっている「いま」。

格差が拡大し、「貧困と孤独」が子どもからお年寄りまで、すべての世代に深刻な影を落としている「いま」。

寒風吹きさすぶ時代だからこそ、子どもの育ち、子育ての拠り所であると同時に平和と権利を守る拠点としての少年少女センターの活動は周囲を明るく照らし、励ますものになっています。

少年少女センター全国ネットワークが発行する「ちいきとこども」は、2005 年の創刊号から始まって 2014 年 11 月までに 20 号を数えることができました。「ちいきとこども」には、「子どもたちのいま」「子育てのいま」「子どもの組織の活動のいま」「少年少女センターのいま」「青年たちのいま」「地域のいま」がたくさん詰まっています。

各都府県で発行されているニュースは、400 号を超える埼玉をはじめとして、それぞれの時代と向き合いながら地道な努力をつなげている仲間たちの姿がリアルに映し出されています。

さらに、40 年以上にわたる少年少女センターの歴史の中で発行された「子ども会少年団」誌やさまざまな文献が、私たちの活動を理論的に支えてくれています。

歴史を進める大きな役割を持った少年少女センターの活動に自覚と自信を持ち、大いに社会と政治を語り、関心を高めて、おとなも子どもも共にスクラムを組んで、元気よく歩いていきましょう。

２、子どもの権利を真ん中に

2014 年は、国連の子どもの権利宣言から 55 年、子どもの権利条約が国連で採択されて 25 年、日本が批准して 20 年という「子どもの権利」記念すべき年でした。

多くの犠牲者を出した大戦を経験した世界は、戦争や紛争の大元に差別や偏見、権利の侵害があることを深く反省し、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」ことを宣言しました。(世界人権宣言)

その前年に施行されたのが「基本的人権の尊重」「戦争放棄」「国民主権」をうたう日本国憲法です。その精神を受けて、「児童は人として尊ばれる」を真っ先に掲げた児童憲章。

日本は平和と人権先進国のはずでした。しかし…

6 人に一人と言われる貧困の拡大
相次ぐ「いじめ」「自殺」
生まれた瞬間からはじまる過激な「学力競争」
増加する不登校
増え続ける児童虐待
青年期・成人期まで長期におよぶ引きこもりの拡大
広がる JK 産業
低賃金、長時間労働、貧困な保育・児童福祉

などなど、抱えきれないほど多くの矛盾を抱えて「生きづらさの臨界」(中西新太郎)にある子どもたちや親たちの悲鳴があちこちから聞こえています。

「なぜ自分は苦しまなければならないのか？」、「辛いのは自分のせい？」。

努力と自己責任を強いる競争社会は、苦しさや辛さを解決し、「しあわせ」になるためには、「勝ち組」になること、そのためには、個人の「力」を高めることしかないとして、倒れるまで走り続けること、走らせ続けることを親や子どもたちに要求しています。

子どもたちや親たちを苦しめている矛盾の多くは、子どもの権利、働く者の権利が守られず、権利を自覚して行動しようとすることを著しく制限、抑圧する今の社会体制にあります。

千葉県我孫子市で行なわれた調査では、「子どもの権利条約」の子を知っている子は年々減り続け、H24 年度にはわずか 3.3%となってしまいました。権利条約を知っている親は、8.2%です。

「名前だけは知っている」という親世代は 4 割ほどになりますが、いずれにしても「子どもの権利」が子ども自身に認識・理解されていないばかりでなく、家庭生活においては、「親子関係の荒廃が、子どもの情緒的および心理的幸福度に否定的な影響を与え」る危険性をはらみながら、「高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺」を引き起こしている可能性の高い「学力競争」に親子ともども駆り立てられてしまっています。

一方、4 割近い教員は、「子どもの権利条約」の「内容も名前も知っている」と答えています。子ども・親の認知度とのギャップは深刻です。この点についても国連の勧告は、「子どもおよび親に情報をより効果的に普及することが焦眉の急として求められている。」また、「子どもとともに、子どものために働く専門家の研修が不適切であることを懸念する。」と指摘しています。

少年少女センターは、「子どもたちによる、子どもたちのための、子どもたちの組織」を育てることを使命として、それぞれの地域で子どもたちを中心に、青年・父母・大人たち

が、子どもの権利を損なうさまざまな影響から子どもたちを守り育てようとしてきました。

「子どもの権利委員会」はこう言っています。

「子どもを、権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制約していることを懸念する。」「、子どもに影響を与えるすべての事柄について、子どもがその意見を十分に表明する権利を促進するための措置を強化する」ことを勧告すると。

【子どもの権利条約ができるまで】
1947 年 5 月 3 日　日本国憲法施行
1948 年　世界人権宣言
1951 年 5 月 5 日　児童憲章
1959 年　子どもの権利宣言
1972 年　少年少女センター誕生
1979 年　国際児童年
1989 年　子どもの権利条約採択
1994 年　子どもの権利条約日本批准

少年少女センターがたいせつにしてきたもの、積み上げてきた実践は、国際的に見てもとても重要で貴重な財産です。そのことに自信を持ち、実践を整理分析し、「子どもの権利を含む人権に関する体系的で継続的な研修プログラムを開発」し、子どもの権利の発展に寄与していくことが必要です。

※引用は、「子どもの権利委員会：第３回最終所見（福田･世取山仮訳）」より。

（2）子どもの権利条約の認知度

子ども

［問］あなたは「子どもの権利条約」のことを知っていますか。

子どもの権利条約の認知度

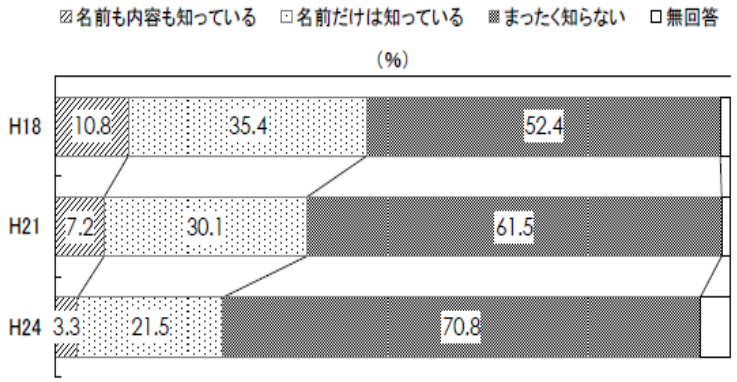

市民

［問］あなたは「子どもの権利条約」のことを知っていますか。

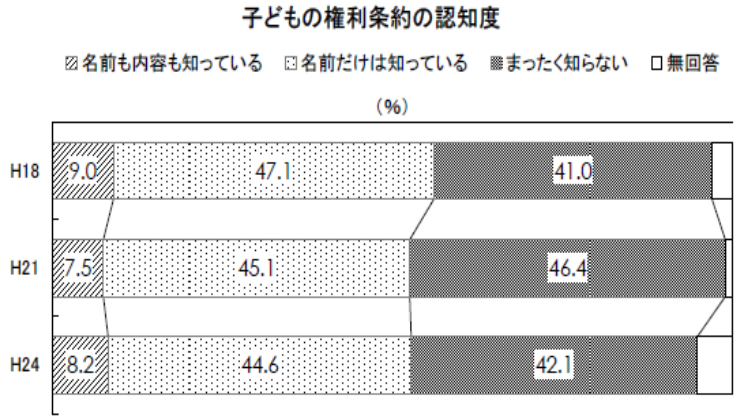

教師

［問］あなたは「子どもの権利条約」のことを知っていますか。

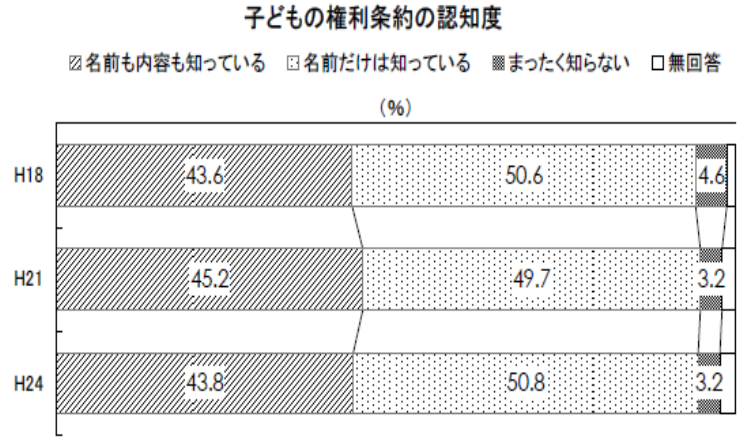

※「子育て」「子育ち」環境等に関する総合調査の経年分析（千葉県我孫子市 2014 年 3 月）より

「私たちの権利宣言」を作ろう

「権利条約」は、国や行政機関、子どもに関わる施設や大人たちが子どもの権利を守り、発展させるために行わなければならないことを定めた「法律」ですが、それは同時に、子どもが持っている固有の権利を明らかにしたものです。子どもたちは、保護され、守られる存在であると同時に、一人の人間として、社会を見、みんなのしあわせのために仲間と力を合わせて未来を築いていく存在でもあります。

「子どもの権利条約」の視点から、自分たちが生きている社会・学校・地域・家庭・仲間を見つめ直し、自分たちにとって大切なことを「言葉」にして宣言し、実践として再構築していきましょう。

私たちの権利宣言(案)～少年少女センター編

第 2 条　平等
私たちはみんな平等で、性別や学年、年齢で差別しないし、差別されません。
第 6 条　生きる権利・発達する権利
私たちには生きる権利があります。いじめられたり、自殺したくなるようなことから守られなければいけないし、そういうことをお互いに許しません。
発達は、私たちの権利です。
第 12 条　意見を表す権利
私たちは、自分に関わることに対して自由に意見を言います。小さい子の意見も大きい子の意見もたいせつにします。
第 13 条　表現の自由
私たちは、子ども会や少年団のニュースを作ったり、ホームページで発信したり、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝えます。
第 15 条　結社・集会の自由
子ども会・少年団・遊び会やクラブ・サークルを作ることは、私たちの権利です。
第 28 条　学ぶ権利
私たちは、高校や大学に進学できる権利があります。家庭の事情で諦めなくてもいい制度を望みます。
第 31 条　休み、遊ぶ権利
私たちは、みんなで遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利を持っています。
疲れたときはゆっくり休む権利を持っています。

３、機関誌「ちいきとこども」を学びの中心に

「ちいきとこども」は、2014 年 11 月で 20 号となりました。本文 60 ページ、延 1200 ページに各地の貴重な実践や活動の提言が掲載されています。
この 1 年余りに発行された「ちいきとこども」17 号～20 号の記事を課題別に整理してみると、

■「子ども時代」の語り部になろう

・よみがえれかけがいのない故郷とこども時代～山下雅彦（17 号）
・子ども世界・子ども住民～いわはしよしじ（20 号）

■子どもの組織を育てる活動の意味を探りあう

・自分の成長のチャンス～百合野七海（17 号）
・仲間たちから得たこと～味岡舞（17 号）
・子どもと遊びと仲間～榊原光希（19 号）
・中学生の母になって～山崎千穂（20 号）
・少年団を通しての成長～赤地邦彦（20 号）
・私と少年団～福島洋恵（20 号）
・今こそ遊び・仲間そして共に育ち合う地域子ども組織を～第４３回集会基調報告（18 号）

■子ども組織の「指導」を考え合う

・指導するってどういうこと？～柳沢治信（19 号）
・はじめて「しどーいん」をして～高橋航平（17 号）
・子どもと自治～柿沼真美（17 号）
・気になる子と活動づくり～高橋保（17 号）
・「遊ぼう！」～陶山侑香利（18 号）
・青空学校の授業作り～樋口真寿美（18 号）
・「デンジャラースだ～ん！」～中村哲人（18 号）
・「はるをあそぼう会（や）！」～陶山侑香利（19 号）
・子ども・青年のいま～高橋麦人（19 号）

■「ハレの活動　ケの活動」を考える

・「遊びを遊ぶ」～柳沢治信（20 号）
・日々の遊びをゆたかにしていくこと～荒木英里子（20 号）
・ぐんま少年少女センター勉強会について～高橋麦人（20 号）
・「変わっちゃったな」より「変わってないな」～南洋樹（20 号）

■子どもたちの＜いま＞を探る

・子どもたちの＜いま＞を探る～中西新太郎（20 号）
・第４２回集会基調報告（17 号）

■子ども組織を生み出すこと育てること

・「南風少年団　結団！」～大西新二郎（18 号）
・さいたま宮原準備会～宮崎美穂（19 号）

どうですか？たくさんの記事のひとつひとつが、子どもの権利を地域で実現していこうとする試行錯誤の歩みであり、提案となっています。これらの記事から学び取り、活動のエネルギーを分けてもらい、今後の活動の方向性を考えるヒントをもらうことが大切です。

地域の独自性を生かしつつ、子どもと子育てを巡る全国共通の課題とを結びつけることこそ、少年少女センターの発展の道です。

「読み合わせの会」を開きましょう

たくさんの記事があるものの、短い文章の中で、すべてのドラマや参加者の思いが語り尽くせているわけではありません。文章を書くのが「苦手」と思っている高校生や青年、親たちが書いた精一杯の文章もあります。

記事を理解し、教訓を導き出すためには、何回も読み返したり、声に出して読んで、記事の行間や背景に流れるものを感じ取っていく必要があります。有効な方法の一つが「読み合わせの会」です。できれば、高校生、青年、父母、さまざまな世代と立場がいる集団で読み合せをして、それぞれが感じたこと、自分たちの体験と共通すること、共感できるところを語り合ってみましょう。時には子ども自身に参加してもらうのもいいでしょう。子どもには、自分たちに関わることが話し合われている場に参加して、話を聞き、自分の意見を言う「権利」があるのですから。

「読み合わせの会」で得たことを自分の地域の活動に活かしていくことはもちろんのこと、そこで話されたことを記事にして「ちいきとこども」にフィードバックしていくことで機関誌の質を高め、より役に立つ雑誌として世に送り出すことができるようになります。

「子どもの権利」の視点で分析する

子どもが育つ権利、学ぶ権利、休み遊ぶ権利を地域の中に確立するためには、子どもたち自身が意見を言い合い、具体的な活動・行事として表現していくことが必要です。その場を保証するのが、「子どもの組織」です。

一つの実践の中で、子どもたちのどのような意見表明があり、さまざまな年齢の子どもたちの思いをどのように自分たちで紡ぎ合わせて活動や行事を作り上げていったのか、子ども集団の中に起こるドラマを想像しながら、その実践を通して、参加した子どもたち、

取り組んだ子ども組織、子どもを取り巻く家庭・学校・地域に「子どもの権利」をどう広めることができているのか。そこまでは意識はされていないように見える実践報告の中でも、「子ども中心」「自治」を模索する関わりの中では必ずそのような働きかけあいがあるはずです。記事の書き手がそうした視点を意識して書く事がもちろん大事なことですが、「読み手」であるみなさんが、集団的に「読み合わせ」をし、分析し、フィードバックすることで、先に述べた「子どもの権利を含む人権に関する体系的で継続的な研修プログラム」づくりに寄与できるのではないかと思います。

４、「ご当地グルメ」のようにたくましく

少年少女センターの活動の基盤は、「小さな町」の「小さな子ども組織」の「小さな実践」の積み上げです。

それは、「地域に根ざした」、「手作りの」、「おたがいの顔が見え」、「手つなぎの実感」があり、人と人の「ふれあいの暖かさを実感」できる取り組みです。

それは、「お袋の味」のように時代の苦労をくぐり抜け、地道につなげてきた知恵と愛に裏付けられた地域の子育て、子育ち文化財のひとつです。

全国集会の少し前に、いくつかのすてきなパンフレット、書籍を手にすることができました。

一つは「京都発　地域で生き生き輝く子どもたち」京都教育センター子どもの発達と地域研究会発行です。

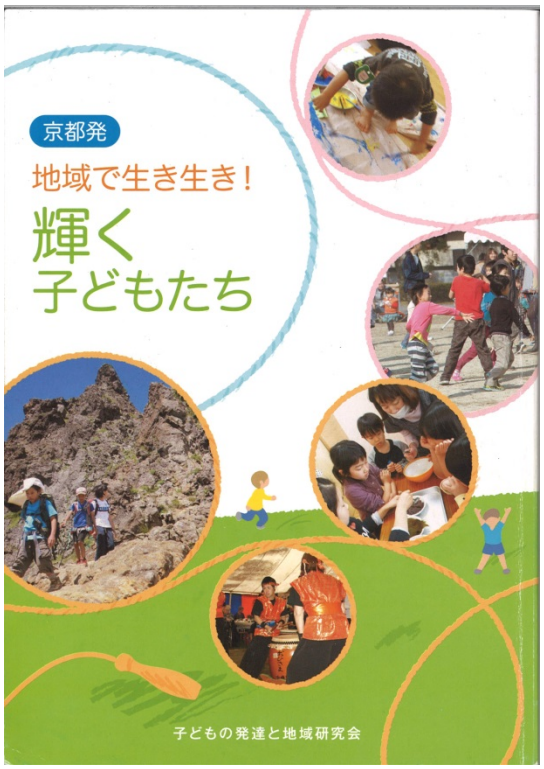

巻頭には、少年少女センターとの関わりの深い棚橋啓一先生の「子どもの発達、集団の発達と地域の活動」という論文。

「自主的な集団・組織が、見通しを持ち、計画的長期的に運営されているところでは、活発な活動が展開され、子どもも一人ひとりも発達し、集団も大きく発展しています。それがいろいろな形をとり、創造的な取り組みをしている」し、その実例はさまざまなところで報告されているけれど、広がっていないのが現状という指摘を受け止める必要があります。

左京少年少女センターの石田隆さんは、「子ども時代から大人になるまでの長い時間で子どもの成長をみる」という少年少女センターが「大切にしていることの一端を紹介できたの

では」としつつ、「子どもたちに豊かな時間、豊かな人間関係を保障しようという子育て観の共有が地域の大人に求められている」ことを指摘します。

この冊子に報告が載っている大山崎町の「チャレンジクラブ」の実践は圧巻です。高学年学童保育の廃止に伴って、「子どもたちに豊かな育ちの場」を保障しようと 1999 年にクラブハウスを建設し、そこを拠点に「手作り、ほんもの、親子共に」「ほんものの自治を求めて」「子どもらしさの回復」を「共同の子育てで根っこを育てよう」という実践は、少年少女センターのめざす姿のひとつとして大いに参考になります。

二つ目は、「町田あそび会　友遊　10 周年文集」です。子ども、青年、親たちの 10 年間の思いが詰まったこの文集には、私たちがたいせつにしたい宝石のように光る言葉が、あちこちに散りばめられています。

「別の年齢の友だちがいっぱいできた。おもしろいこと考えることがいっぱいあった。尊敬できるリーダーがいた。楽しいことがいっぱいあって時間がどんどん過ぎていった。リーダーになった。今度は自分が楽しいことを考えるんだと思った。周りがどんどん変わっていくうちに自分も中学生になった。これからも 20、30 周年と続いていって、どんどん変わって行くんだけど、俺は全力で支えて全力で楽しくしてこうと思います。」(中 1 男子)

「友遊で出会った人たちのことをなんて呼んだら良いのか、いつも迷ってしまう。友だちって言葉は簡単だけど、なんだか違和感で、仲間っていうとなんか仰々しいし。年が下でも後輩と呼びたくなくて、上下関係でもなくて対等だし、やっぱり迷う。友遊には、たくさんのお父さん、お母さんがいる。私のことを心配してくれる。相談にのってくれる。たまに怒られる。わたしは、ここにいる人たちが好きでとても大切に思っている。甘えているし、もしかした一番、素の自分なのかもしれない。」(20 代女)

「自分の住む町にどれだけの知り合いがいるか考えたら、自分が育った町は、自分が知る人の住む町だった。町田には私たちがまだ出会っていいないだけで、そんな風に友遊のような場を求めている子どもたちがいるかもしれません。失敗して、怒られて、泣いて、励まされて、認めてもらって、子どもとたくさん過ごす活動ですが、指導員にならないいと、ほんとうの意味で良さは味わえない活動なのかもしれません」(20 代女)

「新しいことを周りに理解してもらえるようになるためには、ほんとうにたくさんの労

力と信念がないとできません。良かれと思ってやっていることでも、いっしょに関わってもらわなければ、その良さがなかなか伝わらない辛さもたくさんあり、くじけそうになったことが何回もありました。保護者会を立ち上げて軌道に乗せるまで時間がかかりました。

多くの子どもたちが『リーダーになりたい』と立候補する姿に、友遊の中にあこがれのリーダーが育っていることも続けてきて良かったなと確信できることです。出会ったとき小学生だった子たちが指導員として育ってきていること、本気で遊び、いっしょに笑って楽しむ仲間が地域にいることに幸せを感じています。」(創立者の母)　※一部抜粋編集しました

ほんの一部しか紹介できませんが、「自分が育った町は、自分が知る人の住む町だった。」と胸を張って言える若者が育っていることは特筆すべきことでしょう。

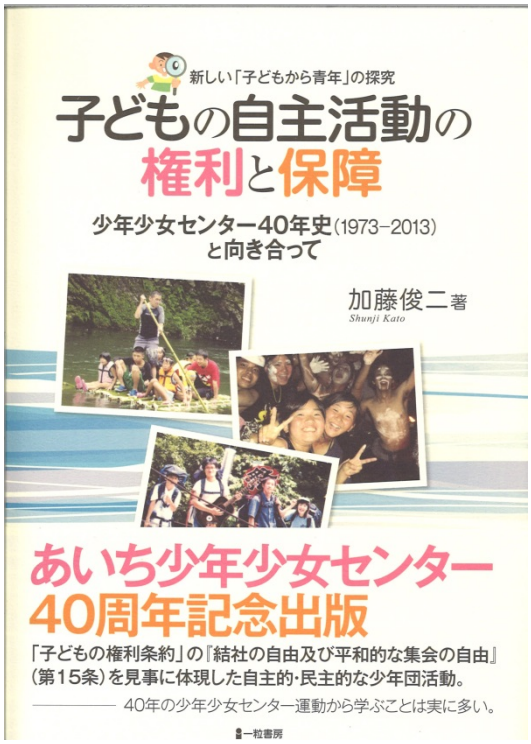

3 つ目は、加藤俊二先生著の「子どもの自主活動の権利と保障」一粒書房刊です。

愛知少年少女センター40 周年を記念して発行されたこの本は、副題にもあるように「少年少女センター40 年史と向き合って」その時代時代の子どもたち、青年たち、親たちの姿や声、実践のようすをていねいに追いながら、少年少女センターが人間の成長・発達に果たしてきた大きな役割を臨床的に明らかにしようとする画期的な文献の一つとなって

います。

巻頭の「はじめに」で、「筆者は、児童相談所で 30 数年臨床心理相談の仕事をしながら、不登校児、非行児のカウンセリングや障害児の療育支援の仕事をしてきた。

が、専門機関ではどうにも援助できなかった子どもたちが地域の子どもの自主的な活動（組織）の中で見事に自分を成長させている姿にしばしば遭遇し、感銘を受けてきた。

（中略）

こうした活動は、とりわけ 1989 年、国連で採択された『児童の権利に関する条約』（中略）を歴史的に先取りするものである。

そう考えたとき、この子どもの自主的な活動は 20 世紀から 21 世紀の『子どもの発見・誕生、そしてその探求』という児童観の発展にとって重要な意味を持っていると言えよう。」

と、少年少女センター活動の優位性、先駆性への確信を表明しながら、「地域の子どもの自主的な活動に関わっている若い人たちが様々な機会を活用して、自己の実践や小論を発

表・整理し纏め上げる研究活動が旺盛にすすめられることを願っている。
　そのことが一層『子どもの結社と集会の自由』を基底にした自主的な子ども組織の運動を発展させる力になるわけだし、日本の児童観の発展に寄与するに違いないのですから。」と結んでいます。
　それぞれの地域の少年少女センターの活動に自信を持ち、広く世の中に発信していく、そのための多様な取り組みを工夫していきたいと思います。
　「ご当地グルメ」が、だれもが「セレブ」を求め、「高級ブランド」「三ツ星の A 級グルメ」を求めたバブル崩壊後の社会の中でひとつの「ブーム」となっています。
　地域の食材を活かし、地域の生活文化に根ざした食文化に陽の光を当てたのは、高齢化と過疎化が進む地方からの「逆襲」とも言える創造的な「町おこし」の取り組みでした。生産者の顔が見える「安心・安全な食材」と、作り手の愛情を身近に感じられる「心温まる食」を望む消費者の潜在的な要求が多くの人々を結びつけました。
　「自分が育った町は、自分が知る人の住む町」という友遊の若者が言うように、「町に根ざした安心・安全の子育て」「心温まる豊かな人間関係」は、少年少女センターの最も得意とする活動であり、実践の姿の一つです。
　あらためて、地域の小さいけれども世界の権利思想の発展に深く結びついた自分たちの活動に確信を持ち、多くの人に知らせ、味わってもらい、主体者・主宰者として共に進むことを呼びかけていきましょう。

多くの人に知ってもらうための戦略的提案

　少年少女センターの活動を多くの人に知ってもらうために、「すぐに実行可能な」いくつかの戦略的な提案を行いたいと思います。

１、実践しながら発信し、発信しながら実践することを大切に
１、町の子どもたち、親たちが「集う」取り組みを工夫し、広げましょう。
１、「ちいきとこども」を活用・普及しましょう。
１、地域ニュースを充実しましょう。
１、ホームページや SNS を活用してタイムリーに情報を届け、交流を活発にしましょう。
１、助成金を積極的に活用しましょう。特に「子どもゆめ基金」を活用しましょう。
１、行政や報道機関の後援、協賛を積極的に狙っていきましょう。
１、子どもの権利を守り、広げる諸団体との提携を強めていきましょう。
１、少年少女センター全国ネットワークの魅力的なパンフレットを作りましょう。

５、「子どもの権利」を守り発展させるさまざまな活動から学ぶこと繋がること

節目のひとつとしたいのが､福岡で開催される｢第 45 回子どもの組織を育てる全国集会｣です。福岡では、「福岡東部子ども劇場ひまわり団」が、少年少女センターの活動を担っています。「福岡東部子ども劇場」は、舞台鑑賞を軸としながら、0 歳から大人までの人間と集団の成長・発達に深く関わる活動を幅広く行っています。

■福岡東部子ども劇場の活動
使命：子どもの豊かな成長をはかる、様々な文化芸術活動・体験活動・異年齢活動を行うことを通して、子どもの育つ地域づくりを目指します。
□舞台鑑賞会
プロの劇団や創造団体を迎えおこなう鑑賞会。”生の舞台”や”映画”
　　○定例鑑賞会（会員で）年 5 回、2 コースに分かれて行う鑑賞会。
　　低学年部　0 歳からおとな対象
　　高学年部　小学校高学年からおとな対象
　　○特別鑑賞会（どなたでも）すべての人に観る機会を。地域の公民館、会館、幼稚園、保育園などで行う鑑賞会。
□年齢に応じた活動
「福岡東部子ども劇場」は、舞台鑑賞活動を軸としながら、子どもの発達段階に応じた
　　○「たけんこ」　0～2 才子どもと保護者・登録制
　　○「あそびっこ」　3～6 才子ども・登録制
　　○「ひまわり団」　7 才～青年・登録制
　　○「子ども塾」　7 才～18 才・登録制
　　○「おとな団」　おとな・登録制
□地域で文化づくり
子どもの豊かな成長をはかる、様々な文化芸術活動・体験活動・異年齢活動を行うことを通して、子どもの育つ地域づくりを目指します。
親子が安心して子育て・親育ちができるよう支援活動を行います。
　　○「いないいないばあ」　0～2 才子どもと保護者、公民館など
　　○「おおきくなあれ文庫」　事務所にて文庫活動をしています　ミニ図書館です
　　○「工房ぬいぬい」子どもの成長発達にそった、こだわりのおもちゃを手作り
★会員に限りません。どなたでも、ご参加ください！

少年期の子ども、青年たちを中心とするだけでなく、乳幼児から大人までの幅広い活動。会員を中心としながら、町の子どもたち、子育て世代を幅広く捉えての活動。拠点と専従を持ち、財政基盤が確立された組織運営。わらべうたあそびや琉球舞踊、森林体験など、

子どもの成長・発達に沿った文化活動。などなど、福岡東部子ども劇場の実践を丸ごと学ぶことは、各地の少年少女センターの活動の見直し、再構築の力になることはまちがいありません。

６、終わりに

「戦争のつくり方」という本があります。「りぼん・ぷろじぇくと」が 2004 年に自費出版した本で、WEB でも読むことができるので、ぜひ一度読んでください。特定秘密保護法、集団的自衛権、憲法改悪というこの 10 年間の歩みを「予言」したかのような内容です。日本は確実に「戦争ができる国」に向かって進んでいることが実感できます。

戦争は、すべての人々の権利をないがしろにし、命の貴さを否定します。平和こそ命であり、平和のための行動こそ、子どもたちはもちろんのこと、すべての人たちの権利を守る道です。

「子どもの権利を真ん中に」

小さいけれど、大きな願いと夢を持った少年少女センターの活動を地域で広げ、平和の礎を築く力を育てていきましょう。

※りぼん・ぷろじぇくとホームページ
http://sentsuku.jimdo.com/